建設機械の保有状況表

審査基準日：**令和 7年12月31日**

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号（ダンプ車）	種別又は規格	所有又はﾘｰｽ	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日又は有効期間満了日（※）
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 (リ)	H30.8.1 ～ R5.7.31	R7.9.10
2	ブルドーザー	D00XX-00	3.89 t	(所) リ	H25.9.20 ～	R7.9.10
3	モーターグレーダー	AA350-A	10.0 t	(所) リ	H25.9.20 ～	R7.9.10
4	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	(所) リ	H21.3.28 ～	R8.3.27
5	ダンプ車	JJJ-100	ダンプ	(所) リ	H25.9.15 ～	R8.9.14
6	ダンプ車	KKK-200	ダンプフルトレーラ	(所) リ	H25.9.15 ～	R8.9.14
7	トラクターショベル	WA××××	1.2㎥	(所) リ	H30.5.23 ～	R7.9.10
8	高所作業車	SS-0000	2m	(所) リ	R2.10.5 ～	R7.10.20
9	締固め用機械	DD-1111	タイヤローラー	(所) リ	R2.10.6 ～	R7.10.20
10	解体用機械	FF-2222	ブレーカ	(所) リ	R2.10.7 ～	R7.10.20
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15				リ	～	

①初度登録年月が審査基準日以前であること
②自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあること
③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
④自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと

（記入要領）

1　「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械のいずれかを記入すること。

2　「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。

①「ショベル系掘削機」（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例：バックホウ)

②「ブルドーザー」（自重が三トン以上のもの）→自重　（例：3.89 t ）

③「トラクターショベル」（バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの）→バケット容量　（例：1.2m^3）

④「モーターグレーダー」（自重が五トン以上のもの）→自重　（例：10.0 t ）

⑤「ダンプ車」(土砂等の運搬が制限されている車両でないこと)
→自動車検査証に記載されている車体の形状　（例：ダンプフルトレーラ）

⑥「アスファルト・フィニッシャ」→自動車検査証記録事項の自動車の種別に記載されている内容　（例：大型特殊）

⑦「移動式クレーン」(つり上げ荷重が三トン以上のもの）→つり上げ荷重　（例：7.0 t ）

⑧「不整地運搬車」→「種別又は規格」欄 記載不要

⑨「高所作業車」(作業床の高さが二メートル以上のもの)→作業床の高さ　(例:2m)

⑩「締固め用機械」(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー)→(例:タイヤローラー)

⑪「解体用機械」(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機)→(例:ブレーカ)

3　自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間（始期と終期）を記入すること。

4　所有台数が１５台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。

5　「所有又はリース」欄は、該当するほうに〇を記入すること。

※　「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、⑤、⑥は有効期間満了日、⑦は有効期間末日を記入すること。